

指定介護予防支援事業所への運営指導について

1 概要

(1) 介護予防支援事業について

介護予防支援事業は、「要支援1」又は「要支援2」と判定された方に対して、要介護状態へ移行することを予防する観点から介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）を作成し、ケアプランに基づくサービス提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整等ケアマネジメントを行う事業です。

主に、指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターがその役割を担っています（指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。）。

※ 令和6年4月1日からは指定居宅介護支援事業所も介護予防支援の指定を受け、介護予防支援事業を行うことができるようになりました。

(2) 運営指導について

本市では、主に介護予防支援事業を実施する市内13か所の地域包括支援センターに対して、適切な運営やサービスの質の確保及び不適切な介護報酬請求の防止を目的として、事業者の所在地において関係書類をもとに、実地による指導を行っています。

根拠：介護保険法第23条、平塚市指定介護予防支援事業者等指導要綱

2 指導実績

令和6年度は2事業所を対象に運営指導を実施しました。

実施日	令和6年10月16日（水）	令和6年10月22日（火）
実施時間	14：30から16：30まで	13：30から15：30まで
対象包括支援センター	あさひきた	おおすみ
指導結果	文書による改善を求める事項なし (運営指導の際に口頭で指摘した事項あり)	

具体的な指導ポイント

- ・運営規程・重要事項説明書の概要が見やすい所に掲示(提示)がされているか。
- ・ファイル等の個人情報がか鍵のかかる所に保管されているか。
- ・個人情報保護のためシュレッダーが用意されているか。
- ・相談室が個人情報を守られる個室になっているか。
- ・契約書や同意書、重要事項説明書等に適切な日付や記名がされているか。
- ・直営や委託のケアプランが適切に作成されているか。
- ・モニタリングが1ヶ月に1回記録に残されているか。
- ・苦情や事故の対応について、マニュアルや記録があるか。
- ・主治医との連携が取れているか。
- ・「業務継続計画の策定等」、「感染症の予防及びまん延の防止のための措置」、「虐待の防止」について、必要な措置がとられているか。

口頭指導の主な内容

【運営規程等について】

- ①苦情相談窓口の連絡先等の掲示については、重要事項説明書内での記載に替えているとのことであった。苦情相談窓口の連絡先等については、単独で掲示すること。
- ②定款の写しであることを証明する日付が空欄になっていたため、確認をし、日付を記入すること。

【ケアプランについて】

- ③チェックリストで該当があった事項の1つについて、記載がなかったケアプランがあった。チェックリストの該当事項は、必ず、再アセスメントを行い、ケアプランに記載すること。
- ④モニタリングは月に1回記録することとなっているが記録がない方がいた。確認をし、実施したモニタリングを記録すること。

【契約書について】

- ⑤個人情報使用同意書内の日付が空欄になっている方がいた。日付が本人自署で記載してあることを必ず確認すること。

【人員に関する書類について】

- ⑥職員の資格証等の写しは1つのファイルにまとまっていたが、介護支援専門員1名について最新の資格証の写しが綴じられていなかった。最新の資格証の写しに差し換え、管理すること。

【職員研修記録について】

- ⑦運営規程に定められている職員採用時研修の記録がなかった。確認をし、実施した職員採用時研修を記録すること。

【平面図及び備品一覧表について】

- ⑧平面図及び備品一覧表において、市から貸与されているパソコンの台数と設置位置が実状と相違しているため、修正すること。
- ⑨平面図において、相談室の表記及びパソコン、個人情報を含む書類を格納するキャビネットの位置の記載がなかったため、それらを追記すること。

【その他】

- ⑩法人所有のパソコン（利用者の個人情報は管理していない。）についても物理的なセキュリティを検討すること。

以 上